



がいようばん
概要版

かすがしちいき
春日市地域しあわせプラン 2021

かすがしちいきふくしけいかく ちいきふくしかつどうけいかく
(春日市地域福祉計画・地域福祉活動計画)

れいわ ねん がつ かすがし かすがししゃかいふくしきょうぎかい
令和3年3月 春日市・春日市社会福祉協議会



けい かく がい よう 計 画 の 概 要



● けいかくさくてい しゅし 計 画 策 定 の 趣 旨

ちいききょうせいしゃかい せいど ぶんや たてわ ささ て う て かんけい
地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係
こ ちいきじゅうみん ちいき たよう しゅたい わ こと さんかく ひと ひと ひと しげん
を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源
が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きが
い、地域をともに創っていく社会のことをいいます。

ほんし じんこう そうかけこう いっかん しょうしか こうれいか とも しんこう
本市の人口は増加傾向にあります。一貫して少子化、高齢化が共に進行している
じょうきょう じんこうこうぞう へんか ともな かくかそくせたい たんしんせたい こうれいどつきよせたい こうれいふうふ
状況です。人口構造の変化に伴い、核家族世帯や単身世帯、高齢独居世帯や高齢夫婦
せたいとう こうれいしや せたい そうか かぞく あ かた す じょうきょう へんか
世帯等の高齢者のみの世帯の増加など、家族の在り方や住まいの状況も変化し、ニ
ーズも多様化しています。

このたび、令和2年度末に第3次春日市地域福祉計画・地域福祉活動計画が終了す
ることを受け、これまでの取組を継承するとともに「地域共生社会」の実現に向け
た取組を推進するため、「第4次春日市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しま
す。

● けいかく い ち 計 画 の 位 置 づ け

ちいきふくしけいかく しゃかいふくしほうだい じょう もと ぎょうせいけいかく
地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく行政計画です。
ちいきふくしかつどうけいかく しゃかいふくしきょうぎかい さくてい ちいきふくし すいしん もくてき
地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が策定する地域福祉の推進を目的と
した実践的な活動・行動計画です。成年後見制度利用促進基本計画は、成年
こうけんせいど りょう そくしん かん ほうりつだい じょう もと せいねんこうけんせいど りょう
後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく成年後見制度の利用の
そくしん かん きほんてき けいかく
促進に関する基本的な計画です。

し し しゃかいふくしきょうぎかい れんけい りょうけいかく せいこうせい たも いったいてき
市と市社会福祉協議会が連携し、両計画の整合性を保ちながら一体的に
さくてい
策定します。

● けいかく きかん 計画の期間

ほんけいかく きかん れいわ ねんど れいわ ねんど ねんかん
本計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。なお、
しゃかいじょうせい じゅうみん へんか たいおう ひつよう おう けいかく
社会情勢や住民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の
みなお おこな
見直しを行います。

● けいかく きほんりねん 計画の基本理念

じゅうみんひとり す な ちいき く つづ ほんし めざ
住民一人ひとりが住み慣れた地域で暮らし続けることは、本市が目指す
すがた だい じかすがしそごうけいかく しょうらいとしそ ず じっかんとし
姿です。第6次春日市総合計画では、将来都市像「住みよさ実感都市 かつ
が～つながる はぐくむ ささ あ じつげん ちいききょうせいしゃかい すいしん
が～つながる はぐくむ 支え合う～」の実現のため、「地域共生社会の推進」
せいさく せいさく かが
を政策として掲げています。

ほんけいかく ひとひと さまざま ちいきせいかつかだい かが す な ちいき
本計画では、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で
じぶん く ちいきじゅうみんどう ささ あ ひとり
自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮ら
しと生きがい、しあわせな地域をともにつくっていくことのできる「地域
きょうせいしゃかい じつげん めざ
共生社会」の実現を目指します。

かすがしちいき ささ あ だれ やさ
「春日市地域しあわせプラン2016」では、「みんなで支え合う誰にも優し
いまち かつが きほんりねん けいかく すいしん りねん
いまち かつが」を基本理念として計画を推進してきましたが、この理念に
ひ つづ けいかく すいしん ちいききょうせいしゃかい じつげん ひつよう
より引き続き計画を推進することが地域共生社会の実現のために必要であ
ることから、ほんけいかく りねん けいしょう
本計画においても、この理念を継承します。

● けいかく たいけい
計画の体系



きほんもくひょう
【基本目標 1】

かお み ささ あ し く
顔の見える支え合いの仕組みづくり

- 1 ちいきふくし いしき ちこころ そくしん
地域福祉の意識づくりと心のバリアフリーの促進
- 2 ちいき こうりゆう そくしん
地域における交流・ふれあいの促進
- 3 ちいき ささ あ かつどう そくしん
地域における支え合いとボランティア活動の促進

きほんもくひょう
【基本目標 2】

だれ ひつよう そうだん し えん う たいせい
誰もが必要な相談・支援が受けられる体制づくり

- 1 きめこま じょうほうていきょう そうだんしえんたいせい
きめ細かな情報提供・相談支援体制づくり
- 2 ちいき たいおう きばん せいび
地域のニーズに対応したサービス基盤の整備
- 3 てきせつ りよう そくしん
適切なサービス利用の促進

きほんもくひょう
【基本目標 3】

すこ く ち い き
健やかにいきいきと暮らせる地域づくり

- 1 ちいき けんこう かいごよぼう そくしん
地域における健康づくり・介護予防の促進
- 2 い かつどう そくしん
生きがい活動の促進
- 3 せいかつこんきゆうしゃ じりつしえん
生活困窮者への自立支援

きほんもくひょう
【基本目標 4】

あんぜん あんしん かいてき く ち い き
安全・安心・快適に暮らせる地域づくり

- 1 きんきゅうじ さいがいじ たす あ し く
緊急時・災害時の助け合いの仕組みづくり
- 2 ちいき みまも ぼうはんかつどう そくしん
地域における見守り・防犯活動の促進
- 3 ユニバーサルデザインのまちづくりと生活環境の保全
せいかつかんきょう ほぜん



顔の見える支え合いの仕組みづくり

● 地域福祉の意識づくりと心のバリアフリーの促進

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、また地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、一人ひとりが生きがいを感じられる社会をともに創っていくことを目指していく必要があることから、日頃から支え、支えられる「お互いさま」の関係づくりに向け、一人ひとりの支え合いの意識の向上を図っていきます。

● 地域における交流・ふれあいの促進

新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」が定着しつつある中で、隣人のちょっとした異変に気付いたり、困りごと、心配ごとをいち早く察知したりすることが益々困難な状況となっています。

まずは地域に関わりを持つきっかけを作りながら、また、地域で交流できる機会を持ち、互いに支え、支えられる関係づくりを少しずつでも築いていくことが大切であることから、地域の誰もが気軽に立ち寄り交流し情報共有できる地域における拠点づくりに努めます。

● 地域における支え合いとボランティア活動の促進

ボランティアへの参加意欲を高める仕掛けづくりを工夫し、活動人口の増加を図るとともに、ボランティア団体の活性化を図るためのリーダーの発掘・育成にも力を入れていきます。

こうどうもくひょう れい
行動目標の例

ぼっ すい
(抜 粋)



し とりくみ
市の取組

- 人権教育や各種講座の開催などにより、住民一人ひとりが生きがいを感じられる社会をともに創っていくことの必要性・重要性についての意識啓発を行い地域福祉の意識づくりを行います。
- 高齢者や障がい者のみならず、多世代が気軽に楽しめる交流の機会づくりに努めます。

ししゃかいふくしきょうぎかい とりくみ
市社会福祉協議会の取組

- 共生社会に向け主体となり得る活動者の発掘を目指すため、地域と連携し幅広い年代の住民が地域に関わるきっかけづくりを支援します。
- 住民福祉活動の拠点として、地域の誰もが気軽に交流、活動できる市社会福祉センターの整備に努めます。

ちいきじゅうみんとう とりくみ
地域住民等の取組

じゅうみんひとり
<住民一人ひとりができること>

- あいさつや声かけなどを行い、隣近所との関わりを持ちます。
- 隣近所への声かけや付き合いを大切にします。
- 自分が住んでいる地域に関心を持ち、見守りが必要な人などを気かけます。

ちいき そしき だんたい じぎょうしゃとう
<地域の組織や団体、事業者等ができること>

- 地域に暮らす住民が「お互いさま」の人間関係を築き、みんなが明るく暮らせる地域づくりを目指します。
- 地域での孤立を防ぐため、日常的なふれあいから始まる声かけ、安否確認など交流を活発にします。



だれ ひつよう そうだん しえん う たいせい 誰もが必要な相談・支援が受けられる体制づくり

こま じょうほうていきょう そうだんしえんたいせい ● きめ細かな情報提供・相談支援体制づくり

ほんし こうれいしゃ しょうしゃ こ こそだ せいかつこんきゅう そうだん
本市では、高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮の4つの相談
きかん せんもんせい い そうだん しえん おこな ししゃかいふくしきょうぎかい
機関が専門性を生かして相談・支援を行っています。市社会福祉協議会が
ちゅうがっこうごと はいち とう じょうほう
中学校区毎に配置しているコミュニティソーシャルワーカー等と情報
きょうゆう はか ひつよう おつ とう つつ そうだんしえんじぎょう さんか
共有を図り、必要に応じてアウトリーチ等を通じた相談支援事業、参加
しえんじぎょう ちいき しえんじぎょう じっし つと
支援事業、地域づくり支援事業の実施に努めていきます。

ちいき たいおう きばん せいび ● 地域のニーズに対応したサービス基盤の整備

じゅうみん かぎ す な ちいき くら つづ ざいたく
住民ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅サービ
スのみならず、しせつ きょじゅうけい ていきょうたいせい かくほ はか
施設・居住系サービスの提供体制の確保を図ります。

てきせつ りよう そくしん ● 適切なサービス利用の促進

ふくし サービス事業者に対し、だいさんしゃひょうか じっし けっか こうかい うなが
福祉サービス事業者に対し、第三者評価の実施と結果の公開を促すと
もに、せいねんこうけんせいど にちじょうせいかつじりつ しえんじぎょう くじょうかいけつせいど
成年後見制度や日常生活自立支援事業、さらには苦情解決制度の
しゅうち はか てきせつ りよう そくしん じんそく もんだいかいけつ はか
周知を図り、適切なサービス利用を促進するとともに、迅速な問題解決を図
ります。

また、りようしゃ みすか のうりよく い ちいき じりつ せいかつ
また、利用者が、自らの能力を活かし地域で自立した生活ができるよ
う、てきせつ りよう そくしん
う、適切なサービス利用を促進します。

こうどうもくひょう れい
行動目標の例

ばっ すい
(抜 粋)



し とりくみ
市の取組

- 複合的な課題を抱える困難事例等の解決について、相談機関連携会議等を開催し、関係機関のそれぞれの役割などを確認し、より利用者のニーズに沿った適切な対応（サービス）が提供できるよう、重層的支援体制に向けた包括的相談支援体制の充実を図ります。
- 必要な人に必要な情報が届くよう、市ウェブサイト、広報紙、パンフレット等を工夫し、福祉サービスに関する情報発信に努めます。

ししゃかいふくしきょうぎかい とりくみ
市社会福祉協議会の取組

- 「断らない」という総合相談支援を念頭に福祉サービス利用者に留まらず、サービス利用の援助や地域での生活支援に向けた相談・支援活動、権利擁護、情報提供、連絡調整機能の整備、充実に努めます。

ちいきじゅうみんとう とりくみ
地域住民等の取組

じゅうみんひとり
<住民一人ひとりができること>

- 気になる人を見かけたら、民生委員・児童委員や市社会福祉協議会、市相談窓口など関係機関に相談します。
- サービスや制度についての知識を深めるとともに、情報を積極的に収集します。

ちいき そしき だんたい じぎょうしゃとう
<地域の組織や団体、事業者等ができること>

- できる範囲で住民からの不安や気がかりなことの相談や把握に努め、必要に応じて関係機関につなぎます。
- サービス内容を明らかにし、地域に開かれたサービスを提供することに努めます。



すこ 健康やかにいきいきと暮らせる地域づくり

● ちいき 地域における健康づくり・かいごよぼう 介護予防の促進

じゅうみんひとり けんこう いしき たか ちいき けんこう
住民一人ひとりが健康づくりの意識を高め、地域ぐるみで健康づくりを
じっせん かくちくたんい じっし かいごよぼう とりくみ けんこう
実践するとともに、各地区単位で実施する介護予防の取組によって、健康
じゅみょう えんしん はか
寿命の延伸を図ります。

● い 生きがい活動の促進

だんかい せだい じゅうみん みすか ちしき けいけん のうりよく ぎじゅつ い
団塊の世代の住民などが、自らの知識や経験、能力、技術を活かし、
しょうがいがくしゅう しゅうろう かつどう ちいきふくしかつどう い かん
生涯学習や就労、ボランティア活動、地域福祉活動など、生きがいを感じ
ることのできる機会を増やすとともに、たいしよく
していた組織から距離を置くことになった人（主に高齢者）が地域に溶け込
み、ちいき にな て そんちよう あ かんけい はぐく
み、地域の担い手として尊重し合う関係づくりを育みます。

● せいかつこんきゆうしゃ 生活困窮者への自立支援

せいかつこんきゆうしゃ かが ふくごうてき もんだい たい かんけいきかん れんけい ほうかつてき
生活困窮者が抱える複合的な問題に対し、関係機関が連携し、包括的な
たいおう はか ひとり じょうきょう はあく こべつ もくひょう せってい
対応を図るとともに、一人ひとりの状況を把握し、個別に目標を設定し
たうえで、ニーズに応じた制度の活用を検討します。

ししゃかいふくしきょうぎかい た しゃかいふくしほうじん れんけい ふか
市社会福祉協議会や他の社会福祉法人などとの連携をさらに深めるとと
もに、これまでの枠組みにとらわれず、ふくし ほけん こよう きょういく じゅうたく
産業など多方面にわたる分野及び地域住民の協力を得ながら、生活を
じゅうそうてき ささ とうちく
重層的に支えるセーフティネットを構築します。

こうどうもくひょう れい
行動目標の例

ぼっ すい
(抜 粋)



し とりくみ 市の取組

- 自身の健康は自らつくるという意識の定着や健康であることの大切さを啓発します。
- 生活困窮者自立支援法が定める、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給をはじめ、官民協働による地域の支援体制を構築し、生活困窮者の自立の促進に関し包括的な支援を実施します。

ししゃかいふくしきょうぎかい とりくみ 市社会福祉協議会の取組

- 健康づくり、介護予防などに意識の高い住民を掘り起し、地域において活躍できるような仕組み・担い手づくりの取組を進めます。また、これらの活動に参加することにより、担い手自身の生きがいや健康にもつながることの啓発も併せて行っています。
- 団塊の世代など、退職された人が持つ経験や知識等を活かせる、生きがいづくりのための講座を研究・企画します。
- 支援機関や関係団体との協働を深め、地域住民の理解と協力を求めながら、生活困窮者の早期把握に努めます。

ちいきじゅうみんとう とりくみ 地域住民等の取組

じゅうみんひとり <住民一人ひとりができること>

- 年に1回は健康診査を受け、健康状態のチェックを行います。
- 自らの意思や意欲に基づき、地域活動や生涯学習、スポーツ、就労など、生きがいを感じることでできる場を探します。

ちいき そしき だんたい じぎょうしゃとう <地域の組織や団体、事業者等ができること>

- 隣近所、同世代など、気軽に集まることのできる仲間同士でウォーキングや散歩を行うなど、健康づくりの習慣化を行います。
- 地域にいる人材を発掘し、その特技や経験を活かせる機会を作ります。



安全・安心・快適に暮らせる地域づくり

● 緊急時・災害時の助け合いの仕組みづくり

「春日市地域防災計画」に基づき、地域において相互に助け合える地域防災ネットワークの形成を推進し、地域の防災力の一層の向上に努めるとともに、「春日市避難行動要支援者避難支援プラン」の取組を推進します。

● 地域における見守り・防犯活動の促進

地域のつながりが強いほど、住民が普段と変わったことに気がつきやすく、声かけなどを行うことで犯罪を未然に防ぐことができる可能性が高まることから、地域の安全は地域で守るという意識を高め、日頃からの付き合いと情報の共有によって、地域の防犯力を高めます。

● ユニバーサルデザインのまちづくりと生活環境の保全

高齢者や障がい者等が安心して快適に生活できる環境は、あらゆる人にとって、安全性や利便性、快適性が確保されているということでもあります。ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するとともに、自力で外出することが困難な人への外出支援の輪を広げていきます。

また、騒音などの生活公害やペットの飼育マナーの向上など、日常生活における環境保全について、日々の交流の中で話し合い、地域における快適な暮らしを確保します。

こうどうもくひょう れい
行動目標の例

ぼっ すい
(抜 粋)



し とりくみ
市の取組

- さいがいはっせい そな ぶくすう じょうほうでんたつしゆだん せいび かくじつ じゅうみん せいかく じょうほう ていきょう
災害発生に備え、複数の情報伝達手段を整備し、確実に住民に正確な情報を提供す
る体制を整備します。
- ちいき みまち おこな たい じぎょう しゅうち はか じしゅうほうはんかつどう さんか うなが
地域の見守りを行う「ついで隊」事業の周知を図り、自主防犯活動への参加を促しま
す。

ししゃかいふくしきょうぎかい とりくみ
市社会福祉協議会の取組

- あんしんせいかつそうぞうじぎょう ちいきささ あ かつどう じゅうじつ きんきゅう さいがいじ たいおう
安心生活創造事業（地域支え合い活動）を充実させることで、緊急・災害時に対応
できる近隣のつながりづくりを支援します。
- たようか はんざい ひがいじょうほう たいさく ちいき けいはつ しゅうち つと
多様化する犯罪の被害情報や対策について、地域への啓発と周知に努めるとともに、
ちいきささ あ かつどう すいしん はんざい みぜん ぶせ ちいき
地域支え合い活動を推進することで、犯罪を未然に防ぐことができるような地域ネット
ワーク活動の支援に努めます。

ちいきじゅうみんとう とりくみ
地域住民等の取組

じゅうみんひとり
<住民一人ひとりができること>

- ひごろ きんじょう あ なか さいがいじ きょうりょく あ たす あ ぼうさいたいせい
日頃の近所付き合いの中から、災害時に協力し合い、助け合うことができる防災体制
を整えます。
- はんざい お あんぜん あんしん く ちいき ぼうはん ちいきかつどう
犯罪の起きにくい、安全で安心して暮らせる地域とするため、防犯のための地域活動や
ボランティア活動への理解を深め、積極的に参加します。

ちいき そしき だんたい じぎょうしゃとう
<地域の組織や団体、事業者等ができること>

- ぼうさいくねん つう ひなんばしょ ひなんけいろうたう かくにん おこな ひなんこうどうようしえんしゃ
防災訓練を通じ、避難場所、避難経路等の確認を行うとともに、避難行動要支援者に
はいりょ ぼうさいたいせい てんけん おこな
配慮した防災体制の点検を行います。
- はんざい とくちょう はっせいかしよ ぶしんしゃ じょうほうどう ぼうはん じょうほう けいさつしよ
犯罪の特徴や発生箇所、さらには不審者の情報等、防犯につながる情報を警察署や
ぼうはんきょうかいかくしぶ かんけいきかん しゅうしゅう ちいき じょうほう きょうゆう はか
防犯協会各支部など関係機関から収集し、地域で情報の共有を図ります。

じちかいしょうかい がいよう
自治会紹介ページの概要

● 自治会ごとの現状と課題及び今後の展望

自治会は、同じ地域に住む人々が生活環境の改善や、親睦、相互扶助のために集まった組織であり、市内には、35の自治会があります。

自治会が取り組むさまざまな活動により、
私たちのまちは、住みよいまちと

なっています。

地域共生社会の実現に向けた

様々な取組を各自治会が出来る

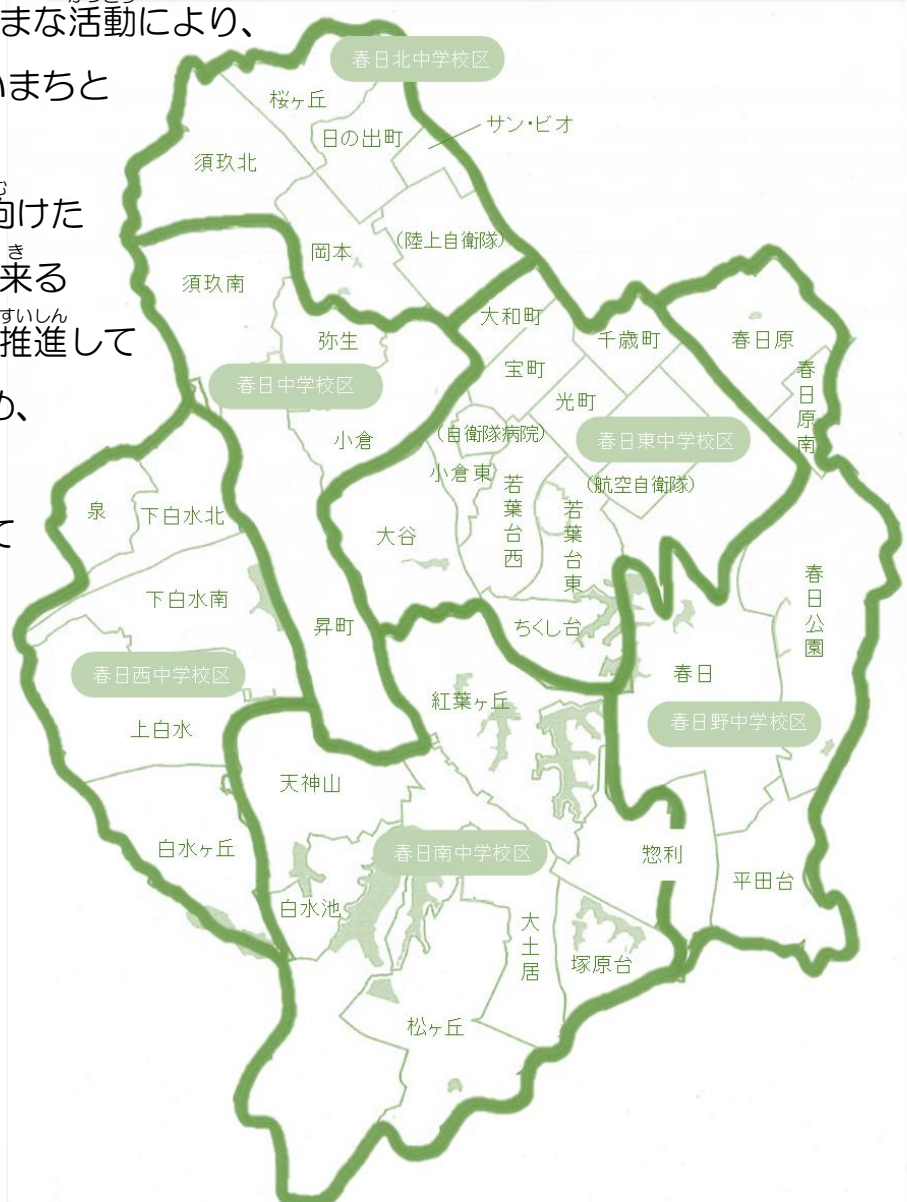
ところから工夫をこらし、推進して

いくことが重要となるため、

計画書に、自治会の活動や

今後の展望などを紹介して

います。



ちゅうがっこうこうく じちかいくず
中学校校区・自治会区図

ふれあい・いきいきサロン



せだいかんこうりゅう
世代間交流



かすがボランティアセンター



ちいささ あ かつどう
地域支え合い活動



さいがい
災害ボランティアセンター



成年後見制度利用促進基本計画

● 計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等により、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支えるための重要な手段ですが、これまで十分に活用されていませんでした。

国の成年後見制度利用促進基本計画に係るKPI（重要業績評価指数）においては、すべての市町村において基本的な計画が策定されるという目標値が設定されています。本市においては、高齢者等の成年後見制度の利用促進に関する施策の推進を図るため、春日市地域しあわせプラン2021に内包する形で春日市成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。

● 基本方針

春日市成年後見制度利用促進基本計画では、誰もが住みなれた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができることを目的とし、成年後見制度の利用が必要な人が、その人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築することを目標に取り組を進めます。

● 具体的な取組

(1) 地域連携ネットワークの構築

本人の支援体制を構築するため、保健・医療・福祉の連携に司法も含めた仕組みとして、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とした、地域連携ネットワークの構築に向け協議を進めます。

- ① 本人を中心としたチームの形成
- ② 協議会の整備
- ③ 地域連携ネットワークの中核となる機関の設置・運営

(2) 成年後見制度の利用促進

中核機関を中心に、成年後見制度の認知度を高める取組を進めるとともに、本来、制度を必要としている人が、適切に安心して利用できるよう、相談支援体制やフォロー体制、利用支援事業等の充実に努めます。

- ① 成年後見制度の広報・啓発活動
- ② 相談窓口の明確化と早期支援
- ③ 意思決定支援・後見人等の担い手の確保
- ④ 身上保護の充実・後見人等支援
- ⑤ 成年後見市長申立てと成年後見制度利用支援事業

きかく へんしゅう はっこう
【企画・編集・発行】

かすがし
春日市

〒816-8501 福岡県春日市原町3丁目1番地5

TEL (092) 584-1111 (代表) FAX (092) 584-1142

<http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/>

かすがししゃかいふくしきょうぎかい
春日市社会福祉協議会

〒816-0851 福岡県春日市昇町3丁目101番地

TEL (092) 581-7225 (代表) FAX (092) 581-7258

<http://www.kasuga-shakyo.or.jp/>

